

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

改 正 案			現 行		
埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例 第一条～第六条 (略) 別表 (第二条、第三条関係) 一～五 (略) 六 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) に基づく手数料			埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例 第一条～第六条 (略) 別表 (第二条、第三条関係) 一～五 (略) 六 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) に基づく手数料		
事務の種別	名 称	金 額	事務の種別	名 称	金 額
一～四 (略)	(略)	(略)	一～四 (略)	(略)	(略)
五 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の五第一項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習手数料	<u>一万四千元</u>	五 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の五第一項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習料	<u>一万二千七百元</u>
六～十五 (略)	(略)	(略)	六～十五 (略)	(略)	(略)
七・八 (略)			七・八 (略)		
九 警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号) に基づく手数料			九 警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号) に基づく手数料		
事務の種別	名 称	金 額	事務の種別	名 称	金 額
一 (略)	(略)	(略)	一 (略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	<u>二 警備業法第五条第五項の</u>	<u>警備業認定証再交付手</u>	<u>二千元</u>

二 警備業法第七條第一項の規定に基づく警備業の認定の有効期間の更新の申請に対する審査	警備業認定更新申請手数料	二万三千元
(削る)	(削る)	(削る)
三～七 (略)	(略)	(略)
八 (略)	(略)	(略)
九 (略)	(略)	(略)
十 (略)	(略)	(略)
十一 (略)	(略)	(略)
十二～十五 (略)	(略)	(略)

規定に基づく警備業の認定証の再交付	数料	
三 警備業法第七條第一項の規定に基づく警備業の認定の有効期間の更新の申請に対する審査	警備業認定証更新申請手数料	二万三千元
四 警備業法第十一条第三項の規定に基づく警備業の認定証の書換え	警備業認定証書換え手数料	二千二百円
五～九 (略)	(略)	(略)
九の二 (略)	(略)	(略)
九の三 (略)	(略)	(略)
九の四 (略)	(略)	(略)
九の五 (略)	(略)	(略)
十～十三 (略)	(略)	(略)

十 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく手数料

事務の種別	名称	金額
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第四条の規定に基づく自動車運転代行業の認定	自動車運転代行業認定申請手数料	一万二千元

十 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく手数料

事務の種別	名称	金額
二 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第四条の規定に基づく自動車運	自動車運転代行業認定申請手数料	一万二千元

<u>の申請に対する 審査</u>		
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>

十一 (略)

(削る)

<u>転代行業の認 定の申請に対 する審査</u>		
二 <u>自動車運転 代行業の業務 の適正化に関 する法律第五 条第五項の規 定に基づく自 動車運転代行 業の認定証の 再交付</u>	<u>自動車運転 代行業認定 証再交付手 数料</u>	<u>千七百円</u>
三 <u>自動車運転 代行業の業務 の適正化に関 する法律第八 条第三項の規 定に基づく自 動車運転代行 業の認定証の 書換え</u>	<u>自動車運転 代行業認定 証書換え手 数料</u>	<u>二千百円</u>

十一 (略)

十二 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）
に基づく手数料

<u>事務の種別</u>	<u>名 称</u>	<u>金 額</u>
二 <u>探偵業の業 務の適正化に 関する法律第 四条第三項の</u>	<u>探偵業届出 証明書交付 手数料</u>	<u>三千六百円</u>

	<u>規定に基づく 同条第一項の 規定による届 出があったこ とを証する書 面の交付</u>		
	<u>二 探偵業の業 務の適正化に 関する法律第 四条第三項の 規定に基づく 同条第二項の 規定による届 出があったこ とを証する書 面の交付</u>	<u>探偵業変更 届出証明書 交付手数料</u>	<u>千六百元</u>
	<u>三 探偵業の業 務の適正化に 関する法律第 四条第三項の 規定に基づく 届出があった ことを証する 書面の再交付</u>	<u>探偵業届出 証明書再交 付手数料</u>	<u>千百元</u>